

国住参マ第81-2号  
令和6年6月7日

関係団体の長 殿

国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）  
（ 公 印 省 略 ）

「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」及び「長期修繕計画標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン・同コメント」の改定等及び公表について

マンションを巡っては、建物と居住者の両方における高齢化の進行が見込まれており、こうした傾向とあわせてマンションの管理や再生等に関する様々な課題が顕在化してきています。こうした課題に対応するため、国土交通省では、「今後のマンション政策のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、令和5年8月に、マンション政策全般についてとりまとめが行われました。また、同年10月には、検討会のとりまとめに基づいて「標準管理規約の見直し及び管理計画認定制度のあり方に関するワーキンググループ」が設置され、令和6年5月17日には議論のとりまとめとして、段階増額積立方式の適切な引上げの考え方が示されたところです。

これを踏まえ、今般、「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」及び「長期修繕計画標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン・同コメント」について、段階増額積立方式の適切な引上げの考え方に関する内容の追記等を行いましたので、通知します。

については、貴団体の事業の実施に当たり、今回の改正の趣旨をご理解の上、本ガイドラインに関係する者に対して本ガイドラインを周知いただくよう、特段のご配慮をお願いします。